



2022 かのや特産品コンクール 実施要項

1 目的

一般社団法人鹿屋市観光協会、鹿屋市内の事業者及び個人が販売している既存の土産品や、新たに開発・製造・改良した土産品、地元愛溢れる土産品アイデアのコンクールを開催し、鹿屋市の魅力を発信できる土産品を発掘することで生産者の商品開発意欲と技術向上の高揚を図るとともに、入賞商品を広くPRすることにより、その販路拡大支援に努め、土産品と鹿屋市の知名度向上、鹿屋市への誘客、地域産業の活性化を図る。

また、鹿屋の素材を使用する事を絶対条件として『鹿屋らしい○○』『鹿屋ならではの○○』をテーマとした商品づくりを行うことで、アフターコロナや、2023年開催のかごしま国体での土産品販売を見据えた新商品の開発を促進する。

2 共催 (一社) 鹿屋市観光協会、鹿屋市

3 後援 鹿屋商工会議所

4 企画運営 (一社) 鹿屋市観光協会

5 日時

(1) かのや特産品コンクール	<u>令和4年11月4日(金)</u>	10:00~16:00
① 受付・搬入		10:00~10:40
② 開会式		10:40~11:00
③ 商品部門審査		11:00~13:00
④ 集計・協議		13:00~14:30 ※搬出禁止
⑤ 結果発表・表彰式		14:30~15:00
⑥ 搬出		15:00~16:00

※出品者は、原則としてコンクール会場に1名来場し、審査時に商品説明を行ってください。

※日時については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し変更する場合がございますのでご了承ください。

(2) 一次書類審査 令和4年10月14日(金)

書類審査を通過した出品者の方には10月下旬に「当日の注意事項」を送付します。
※書類通過報告は後日全員にご連絡いたします。

6 場所 かのやグランドホテル・2階 寿・萩の間

7 申込方法

「2022 かのや特産品コンクール応募票」(別紙)に必要事項を記入し、下記まで郵送またはメールにてご提出ください。必ずテーマを決めて商品名をご記入下さいませ。

『鹿屋らしい〇〇』『鹿屋ならではの〇〇』

(1) 住 所：〒893-0064 鹿屋市西原 3 丁目 11-1 鹿屋市観光物産総合センター
(一社)鹿屋市観光協会 コンクール係 ([TEL:0994-41-7010](tel:0994-41-7010))

メール : bussan@kanoyashi-kankokyokai.jp

(2) 申込期限：令和4年9月30日(金) 当日消印有効 (FAX 不可)

8 参加対象

鹿屋市観光協会会員ほか、鹿屋市内の事業者

9 募集区分

加工食品

商品部門(事業者)

※本コンクールにおいて事業者とは、営業許可等を取得済みで既に店舗販売等の営業をしており、商品として売り出すことができる状態の方を指します。

10 出品商品の条件

出品商品は、一次産品や工業用品は除き、次のすべての条件に該当するものとします。また、出品点数は、1事業者または個人につき、いずれかの部門1点のみとします。

(1) 条件

- ① 鹿屋の素材(落花生、唐芋、バラ、黒豚、黒毛和牛 等)を使用。且つテーマ『鹿屋らしい〇〇』『鹿屋ならではの〇〇』に沿った商品であること。
例) 鹿屋らしい〇〇 → 鹿屋らしいやさしい芋
鹿屋ならではの〇〇 → 鹿屋ならではのとがった焼酎 等
〇〇のところは、ご自分なりのユニークなテーマを書き込んで下さい。例えば今ある商品の大きさを小さくして、女性や子供、ご年配の方でも食べやすい一口サイズにしたり、形、パッケージを変える等の創意工夫やアレンジ可能とする。
- ② 鹿屋市内の事業者及び個人が販売している既存商品や、新たに開発した商品又は従来の商品に品質、デザイン、パッケージ等の面で新たな工夫、改良を加えた商品であること。ただし、品質保持等のため、工程の一部を県外で加工したのも出品可とする。
- ③ 品質表示など関係法令を遵守した商品であること。(食品表示についての問い合わせは、県消費者行政推進室「食品表示110番」 TEL:099-286-2533 へ)
- ④ 地域の特性を活かしたもの(地産地消)で、適量・継続的に生産可能な商品であること。また、商品に使用している地元の食材の割合を明記すること。
- ⑤ 「かごしまの新特産品コンクール」等において、過去に同一商品が入賞していないこと。

(2) 注意事項

- ① 新型コロナウイルス感染症防止のため、会場内での調理を禁止します。商品部門で試食を準備する出品者は、試食用の使い捨て皿等にあらかじめ小分けし、尚且、飛沫感染防止のため密閉（フタ）のできる容器にて保管してください。審査員（計6名程度）には、個別で試食提供できるようにご準備ください。
- ② 販売店・数量等を制限して販売する商品などについては募集対象外とします。
- ③ 知的財産・食品表示等に関する問題が生じた商品は、入賞を取り消す場合があります。
- ④ 知的財産・食品表示等に関して生じた問題の責任は、出品者が負うものとし、主催者は一切の責任を負いません。また、それにより主催者側に損害が発生した場合は、出品者が負担を負うものとしします。
- ⑤ 出品者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、出品者の責任において必要な許可を得た上で、そのことを出品時に申し出て下さい。
- ⑥ 知的財産の保護については、必要に応じ応募者で手続きを行ってください。
※特に、商品名については事前に商標調査を行う、弁護士や知財総合支援窓口等に相談するなど応募者が自らの責任でトラブルが発生しないよう必要な措置を講じてください。
- ⑦ 鹿屋航空基地史料館のオリジナルキャラクター「ひこたろう」・「にしきどん」をパッケージや商品に使用することは自由とします。データが必要な場合は鹿屋市観光協会事務局(コンクール係) bussan@kanoyashi-kankokyokai.jp に連絡して頂ければ、随時送付いたします。
その他、「かのやカンパチロウ」・「ばららちゃん」の使用を検討する場合は、「かのやカンパチロウ」は鹿屋市役所ふるさとPR課（TEL：0994-31-1121）、「ばららちゃん」は鹿屋市都市政策課公園管理室（TEL：0994-31-1150）にてご相談ください。

11 審査

(1) 審査員

鹿屋市長賞	副市長（鹿屋市）
鹿屋商工会議所会頭賞	岩元専務（商工会議所）
鹿屋市観光協会会長賞	（鹿屋市観光協会）
	津田氏（県特産品協会）
	森友氏（よろず支援拠点）
	寶園氏（よろず支援拠点）
	杉水流直子氏（1級フードコーディネーター）
	柴さとみ氏（フードツーリズムマイスター）

※審査員リーダー：森友氏

(2) 審査基準

次の基準に沿って審査し、審査員の協議により入賞商品を決定します。

項目	内容	配点
地域特性	地域の素材を活用し、地域の特徴(歴史・風土・食文化・技術等)が伝わり、単純明快な商品であるか。	10点
創意工夫	意外性があり、デザインやネーミング等が独創的であるか。また、素材加工や使いやすさ・食べやすさの工夫がなされた商品であるか。	10点
技術力	素材の特徴の生かし方や、製造技術が優れているか。また、原材料の入手を安定して行えて開発は難しい商品であるか。	10点
市場性	新規性・話題性に富み、味・量・サイズ・価格等が適正であるか。また、適量が製造可能で、流通しやすい商品であるか。	10点
物語性	その商品が製造された経緯や、お客様の手に渡った際のシチュエーションごとに物語が作れる商品であり、感情に訴える商品であるか。	10点

(3) 審査方法

各審査員が50点満点で評価し、高得点の商品の中から『鹿屋市長賞』、『鹿屋商工会議所会頭賞』、『鹿屋市観光協会賞』、『審査員長賞』等を決めます。

12 表彰

(1) 賞の概要

賞名	商品部門
鹿屋市長賞	1品
鹿屋商工会議所会頭賞	1品
鹿屋市観光協会賞	1品
審査員長賞	1品
特別賞	1品
合計	5個

※審査の状況によっては、表彰商品数の内訳を変更する場合があります。(特別賞含む)

(2) 結果発表・表彰式

表彰及び盾、並びに特産品認定商品シールを授与します。

審査終了後、結果発表及び、表彰式を行いますので14:30までに会場にお越し下さい。また、結果発表までの1時間30分間は、バイヤーとの自由交流会となります。

13 入賞商品のPR

- (1) 入賞商品のパンフレットを作成し、県内外の流通関係者や旅行業者等に配布します。
- (2) 市内での展示・販売・PRを行います。

- ①鹿屋商工会議所 ②リナシティかのや ③その他、各種イベント等でのPR
(3) 鹿屋市、鹿屋市観光協会それぞれの広告媒体（ホームページやSNS等）を活用してPRを行います。

※但し、上記のPRは鹿屋市観光協会に加入していることが条件となりますので、予め御了承ください。なお、鹿屋市観光協会にはいつでも加入可能ですのでご相談ください。

14 販路開拓支援

- (1) ネットワーク拡大や商品PRのため、本コンクールにバイヤーやメディア関係者様にもご案内を行います。バイヤーへサンプルやFCPシート等を提供したい方はご準備ください。
- (2) 専門家の指導により入賞商品等に磨きをかけて、更なる販路開拓を支援します。上記のほか、県や鹿屋市などの各種事業を活用して販路開拓支援を行います。

15 出品商品の搬入・展示・搬出

(1) 搬入・搬出

搬入日時：令和4年11月4日（金） 10：00～10：40

搬出日時：令和4年11月4日（金） 15：00～16：00

(2) その他

- ① 出品者の責任において、コンクール会場に搬入・展示・搬出してください。
- ② 展示場所は商品の形状等を考慮し、事務局で指定します。
- ③ 試食や展示に必要な備品等は各自ご準備ください。
- ④ 審査会では審査員が回り、試食や質疑応答を通して審査をしていきますので、スペース内(机上・机下・机の前掛け)に出品商品をアピールする掲示物や試食等を自由に配置してください。また、審査員に商品説明をして頂き質問があった場合は対応をお願い致します。
- ⑤ 審査会は販路拡大のチャンスとなるため、出品商品に限らず各事業所様の一押し商品等のサンプルやリーフレット、名刺等をお渡しすることを認めますので、是非ご準備して頂きアピールしてください。

16 新型コロナウイルス感染症対策について(お願い)

- (1) 出品商品の製造に関わる方については、開催2週間前からの検温をお願い致します。
- (2) 審査会場入室時に検温を実施します。
37.5度以上の方がおられた出展者についてはコンクール会場への入場をお断りい

たしますので御了承ください。なお、体調のすぐれない場合は事前にご連絡ください。

- (3) 入室時のマスク着用をお願いします。
- (4) 審査会場での試食では、マスク会食の形態を実施して頂きます。
- (5) 審査の際の商品説明及び出品商品の搬入・搬出時については、原則として1事業者または個人につき1名のみの入室といたします。

17 コンクール会場（かのやグランドホテル）案内図

かのやグランドホテル 2階 寿・萩の間

住所：〒893-0005

鹿児島県鹿屋市共栄町 12-3



※鹿屋市観光協会は、鹿屋市の観光地や特産品を広く紹介し、観光物産事業の振興を図り、いきいきとした魅力あふれるまちづくりを進めるため、地域の諸団体と連携・協力して様々な活動を展開しております。ご要望がありましたら、いつでも入会可能です。

詳しくは鹿屋市観光協会(TEL：0994-41-7010)までご連絡ください。



※本コンクールは、「かごしまの新特産品コンクール」実施要項に基づきながら実施いたしますが、募集区分などに鹿屋オリジナルの規定等もございます。実施要項を良くお読みになられてからご応募してください。

18 問合せ先

- (1) (一社)鹿屋市観光協会 TEL：0994-41-7010
- (2) 鹿屋市ふるさとPR課 TEL：0994-31-1121